平成２３年（フ）第２５号
愛媛県大洲市大洲997番地２
債務者　西川　太一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２６号
愛媛県大洲市大洲997番地２
債務者　西川　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５号
岩手県下閉伊郡山田町中央町７番３号　201号
債務者　横田　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２３年（フ）第１１号
山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地50
破産者　田中　義宏
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後４時15分
平成23年４月19日　山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３９４９号
東京都三鷹市下連雀８丁目７番３号
破産者　田中電子株式会社
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４５８０号
東京都中央区八丁堀３丁目20番７号
破産者　日本鋼材加工センター株式会社
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５０８２号
茨城県つくばみらい市絹の台２丁目17―３、開始決定時の住所千葉県成田市幡谷1228―４
破産者　山田惠維子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１３４号
東京都豊島区東池袋３丁目１番１号サンシャイン60ビル
破産者　社団法人日本農村情報システム協会
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２４２号
名古屋市南区寺部通３丁目７番地の１
破産者　株式会社日本調温
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８８号
神戸市灘区森後町２丁目１番６―501号、開始決定時の住所神戸市灘区下河原通３丁目６番12号
破産者　前薗　光久
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９２号
神戸市中央区北長狭通２丁目31番68号
破産者　株式会社クインインターナショナル
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９２号
札幌市西区発寒11条14丁目1067番地15
破産者　株式会社札幌めるへん
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２７０号
最後の住所及び開始決定時の住所金沢市弥勒町ロ72番地
破産者　亡柄本好一相続財産
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５２１号
静岡県湖西市新所字大口1259番地の３
破産者　有限会社山本ダイカスト
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１号
岡山県津山市院庄954番地の４
破産者　株式会社アキモト
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４１０号
香川県高松市多肥下町1519番地２
破産者　倉吉食品株式会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９２号
宮崎市清武町船引3780番地３、開始決定時の住所宮崎市田野町甲3121番地12
破産者　青出木儀國
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１１７号
三重県三重郡川越町大字北福崎383番地３
破産者　株式会社アーダ
1　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
2　一般調査期日　平成23年９月１日午後１時30分
平成23年４月20日
津地方裁判所四日市支部破産係